

第3章 施策の進捗状況の評価と今後の方向性

「大阪 21 世紀の環境総合計画」において長期的な目標を定めた 6 つの主要課題について、施策の進捗状況を評価して今後の方向性を検討するとともに、個別の計画目標の達成状況について毎年度把握し、外部の意見も取り入れながら計画を進行管理していきます。

1 主要課題の進捗状況及び今後の方向性

(1) 資源循環

【循環型社会推進室 内線：3819】

【進捗状況の評価】

平成 19 年 3 月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」では、廃棄物の最終処分量を 2010（平成 22）年度までに 1997（平成 9）年度比で概ね半減するため、2010（平成 22）年度における最終処分量を一般廃棄物については 56 万トンに、産業廃棄物については 53 万トンに削減することなどを目標としています。

一般廃棄物の最終処分量は、平成 19 年度には 63 万トンとなっており、目標の 56 万トンには 7 万トンの削減が必要です。

【今後の方向性】

平成 22 年度目標の達成に向け、平成 19 年 3 月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、府民団体や事業者団体、行政からなる大阪府リサイクル社会推進会議の「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の推進など、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の 3R を進めるための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、循環型社会形成推進条例に基づき、平成 16 年 4 月に創設したリサイクル製品認定制度の運用をはじめ循環型社会形成に向けた施策を展開していきます。

加えて、平成 17 年 7 月に国から承認を受けた「大阪府エコタウンプラン」の推進を図ります。

(2) 水循環

【環境管理室 内線：3854】

【進捗状況の評価】

健全な水循環を再生するため、水循環に関する

ホームページを開設し広く情報発信するとともに、雨水浸透施設や貯留施設の設置、多自然川づくりや河川浄化事業などの河川環境整備を進めました。寝屋川流域においては、平成 16 年 5 月に策定した「寝屋川流域清流ルネッサンス（水環境改善緊急行動計画）」に基づき、河川の水質浄化のため下水処理水を導水するなど、水循環の再生のモデル流域としての取り組みを進めています。

また、樹木への灌水、散水や道路への散水等への下水処理水の有効利用を一層図るため、処理水供給施設「Q 水くん」を 11 箇所の水みらいセンターに設置しており、平成 20 年度末の下水処理水の有効利用率は約 19%となっています。

【今後の方向性】

今後とも、水環境の保全を図るとともに、下水高度処理水の有効利用推進、森林保全による水源涵養の促進、農地やため池等の保全・活用による保水・遊水機能の向上、また府民協働による雨水利用の促進を通じた啓発や水文化の育成、見出川流域をモデルとした計画策定事業等、健全な水循環の再生に向け、総合的な施策の展開を図ります。

(3) 地球環境（ヒートアイランド対策を含む 2 つの温暖化対策）

【みどり・都市環境室 内線：3849・3885】

地球温暖化対策

【進捗状況の評価】

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」では平成 22 年度の府域の温室効果ガス排出量を基準年度から 9%削減することを目標としています。

平成 19 年度の温室効果ガス排出量は基準年度と比べ 5.9%減少しました。(2007 年度の電力の排出係数は 2006 年度と同じとしました。)

温暖化の防止等に関する条例に基づき、事業活動や建築物の温暖化対策を推進するとともに、企業や家庭での省エネルギー行動、府有施設や民間への ESCO 事業の導入、バイオエタノール 3% 混合ガソリン (E3) をはじめとする新エネルギーの普及を促進しました。また、地球温暖化防止活動推進センターや NPO、業界団体等で組織する協議会に参画し、省エネルギー機器の普及に努めました。さらに、地球温暖化防止活動推進員と協働し、各地域で地球温暖化防止の普及啓発を行いました。

【今後の方向性】

「府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、目標の達成に向けて、前出の条例の円滑な運用や、毎月 16 日の「ストップ地球温暖化デー」を中心としたエコアクションの実践の呼びかけ、カーボン・オフセットの取組みの普及などを通じて、府民、事業者在省エネルギーの取組みを促すとともに、新エネルギーの普及を図ります。また、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、府内市町村や近隣府県、NPO 等のあらゆる主体と連携し、効果的な温暖化対策を推進していきます。

ヒートアイランド対策

【進捗状況の評価】

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、各主体との連携のもとに諸対策を推進しています。

平成 20 年度は、前年度に実施したモデル事業の成果を活用し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」の普及に取り組みました。大阪市中心部のモデル街区(大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺街区)においては、国の補助事業を活用した民間事業者によるヒートアイランド対策の集中的な取組みを大阪市、地球温暖化防止活動推進センターと連携して促進しました。

「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシ

アム」においては、対策技術の開発・普及等に取り組みました。

また、改正自然環境保全条例に基づき一定規模以上の敷地における建築物の新築・改築・増築を行なう建築主に対し緑化することを義務付け、温暖化の防止等に関する条例により事業者の事業活動に伴う人工排熱の抑制や、建築物の新築、増改築を行う建築主にヒートアイランド対策を促進しました。

さらに、北大阪地域、東大阪市の荒本などにおいて、下水高度処理水や雨水を利用した打ち水をとおした各種啓発活動を実施するなど、府民、民間企業、NPO 等と協働したヒートアイランド対策を実施しました。

【今後の方向性】

「ヒートアイランド対策ガイドライン」に沿った対策や大阪市中心部のモデル街区におけるヒートアイランド対策の集中した取組みを促進するとともに、自然環境保全条例に基づく「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」及び温暖化の防止等に関する条例の適切な運用に努めます。

また、「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」との連携により、諸対策の推進に努めます。

さらに、北大阪地域や東大阪地域等で雨水等を利用した打ち水を実施するなど、府民、市町村、民間企業、NPO 等と協働したヒートアイランド対策を引続き実施していきます。

(4) 交通環境

【環境管理室 内線：3890・3895】

【進捗状況の評価】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度は緩やかな減少傾向にあります。二酸化窒素については、初めて、一般環境測定局、自動車排出ガス測定局ともに環境保全目標を全局で達成しました。浮遊粒子状物質については、一般環境測定局、自動車排ガス測定局ともに環境保全目標を全局で達成しました。

また、騒音については、低騒音舗装の敷設等の

道路構造対策や交通流対策などの各種環境対策を講じていますが、依然として騒音に係る環境保全目標を達成していない状況です。

【今後の方向性】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成・維持を図るため、平成 15 年 7 月に策定した「府自動車 NOx・PM 総量削減計画」に基づき、低公害車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携し、計画的、総合的に推進するとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を実施し、自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車等に表示が義務付けられているステッカーを交付するとともに条例の実効性を確保するため、事業所への立入検査・指導を実施します。

また、騒音については「大阪府道路環境対策連絡会議」において道路構造や交通状況に応じて効果的な対策を検討し、環境保全目標の達成に向け、総合的・計画的に対策を推進します。

（５）有害化学物質

【環境管理室 内線：3808】

【進捗状況の評価】

2005（平成 17）年度までに府内のダイオキシン類の排出量を 2000（平成 12）年度比で約 4 割削減することを目標にしていたが、これを達成し、平成 20 年度における排出量は平成 12 年度から 90.6%削減しています。

また、ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を超過した地点はありませんでしたが、河川の水質・底質で環境保全目標を超過した地点があったことから、関係機関と連携し原因究明調査や周辺事業所の指導等を行いました。

【今後の方向性】

今後も、ダイオキシン類に関しては廃棄物焼却炉等の発生源を設置している事業者に対する排出抑制指導を徹底します。また、大気、水質、土壌等のダイオキシン類の環境調査を継続するとともに、環境保全目標を達成していない地点については、その原因の究明と対策に努めます。

また、アスベストについても府民の健康を守るため、アスベスト濃度の実態調査を実施するとともに、建築物解体時等における飛散防止対策の徹底を図るため、大気汚染防止法及び府生活環境の保全等に関する条例を運用していきます。

その他の有害化学物質についても、PRTR 法に基づいて把握した排出量等の情報や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく大阪府独自の化学物質管理の仕組みを活用して、事業者による自主的な化学物質の管理を促進します。

（６）エコロジカルネットワーク

【みどり・都市環境室 内線：2745】

【進捗状況の評価】

生きものの生息・生育環境の場や移動経路の確保、ゆとりと潤いを共感する景観の形成などに資するエコロジカルネットワーク（周辺山系とベイエリアを結ぶ河川や都市公園を結ぶ緑道などが形成する水と緑のネットワーク）の形成に向けた取組みを実施しています。

平成 20 年度は、府・市関係課でワーキンググループを組織し、市街地における水と緑のエコロジカルネットワークの保全、再生、創出の具体的手法について検討しました。

【今後の方向性】

国、府及び市町村の連携により、エコロジカルネットワーク形成に向けた具体的取組みの調整を行うとともに、自然環境施策の重点的な取組例としての普及をめざします。